

食品安全委員会プリオン専門調査会

第 44 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 19 年 5 月 31 日 (木) 10:00 ~ 12:16

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価について

(2) その他

4 . 出 席 者

(専門委員)

吉川座長、石黒専門委員、小野寺専門委員、甲斐専門委員、門平専門委員、
佐多専門委員、永田専門委員、堀内専門委員、毛利専門委員、山田専門委員、
山本専門委員

(食品安全委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員、野村委員、畑江委員、本間委員

(説明者)

農林水産省 川島国際衛生対策室長

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、國枝評価課長、酒井情報・緊急時対応課長、
永田リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官、横田課長補佐

5 . 配 布 資 料

資料 1 「我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響の実施について」に
関する意見交換会の概要

資料 2 - 1 質問項目 整理表

資料 2 - 2 Questionnaire for BSE-status recognition, Appendix .

(Revised version, 13 December, 2005.)

(http://www.oie.int/download/Doc_OIE/A_BSEquest.pdf)

OIE の BSE ステータス評価に関する質問書

(仮訳 未定稿版)

資料 2 - 3 Questionnaire for the provision of information needed for the assessment of the EFSA Geographical BSE Risk (GBR) of a given country or region. Annex .The EFSA Journal (2007) 463.

(http://www.efsa.europa.eu/etc/medialib/efsa/science/biohaz/biohaz_opinions/ej463_gbr_methodology.Par.0001.File.dat/biohaz_op_ej463_gbr_revision_annex3_en.pdf)

任意の国又は地域の EFSA 地理的 BSE リスク (GBR) 評価に必要な情報を提示するための質問書 (仮訳 未定稿版)

資料 3 質問書案 (たたき台)

資料 4 牛肉及び牛内臓の国別輸入量 (平成 15 ~ 18 年度)

資料 5 第 75 回国際獣疫事務局 (O I E) 総会の概要

資料 6 食品健康影響評価に係る資料の提出期限について
(府食第 308 号 平成 19 年 4 月 5 日)

資料 7 食品健康影響評価に関する資料の提出について
(19 消安第 2233 号 平成 19 年 5 月 28 日)

参考資料 1 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価の実施について

参考資料 2 諮問書 (15 消安第 3367 号 平成 15 年 11 月 11 日)

参考資料 3 15 消安第 3367 号における豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価の結果の通知について (府食 696 号 平成 16 年 6 月 24 日)

参考資料 4 豚肉骨粉等の養魚用飼料原料への使用について

参考資料 5 食品を介する B S E リスクの解明等に関する研究

6 . 議事内容

吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 44 回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は 11 名の専門委員が御出席です。

また、食品安全委員会からは、見上委員長、小泉委員長代理、長尾委員、廣瀬委員、畑江委員、本間委員に御出席いただいております。

本日の会議全体のスケジュールに関しては、お手元の資料「第44回食品安全委員会プリアン専門調査会 議事次第」がございますので、御覧ください。

それでは、議題に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

猿田評価調整官 資料の確認をさせていただく前に、事務局から1つ御報告をさせていただきます。既に御連絡差し上げているところでございますが、国会の同意を得まして、去る4月1日付けで、新たに廣瀬雅雄氏が委員に任命されましたので、お知らせいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、14点でございます。

資料1は「『我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響の実施について』に関する意見交換会の概要」。

資料2-1は「質問項目 整理表」。

資料2-2は英文のもので、OIEのBSEステータス評価に関する質問書。

資料2-3は英文のもので、任意の国または地域のEFSA地理的BSEリスク評価に必要な情報を提示するための質問書。

資料3は「質問書案(たたき台)」。

資料4は「牛肉及び牛内臓の国別輸入量(平成15年～18年度)」。

資料5は「第75回国際獣疫事務局(OIE)総会の概要」。

資料6は「食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について(府食第308号 平成19年4月5日)」。

資料7は「食品健康影響評価に関する資料の提出について(19消安第2233号 平成19年5月28日)」。

参考資料1は「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価の実施について」。

参考資料2は「諮問書(15消安第3367号 平成15年11月11日)」。

参考資料3は「15消安第3367号における豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価の結果の通知について(府食696号 平成16年6月24日)」。

参考資料4は「豚肉骨粉等の養魚用飼料原料への使用について」。

参考資料5は「食品を介するBSEリスクの解明等に関する研究」。

以上の資料を御用意させていただいております。不足の資料はございますでしょうか。

ある場合については、事務局にお知らせください。

なお、参考資料1は、食品安全委員会で自ら評価を実施することが決定され、今後、評価を進めるに当たり、必要に応じて情報収集等について御協力願いたい旨、リスク管理機関へ通知した文章でございます。

また、本日報告を予定しておりますBSEと診断された21、23か月齢牛のマウス伝達性試験については、パワーポイントの御説明となります。このものについては、論文投稿前のデータを含んでおりまして、これについては資料を配付してございません。

なお、参考までに事務局の方で、参考資料5として、平成18年度の厚生科学研究費補助金による研究事業の報告の該当部分を配付させていただいております。

他の資料については、専門調査会で配付させていただくとともに、食品安全委員会のホームページ上に掲載されております。つきましては、本日の傍聴者の方々には配付してございません。御了承いただきますよう、お願いいたします。

また、これまで配付させていただいた資料は、お机の上のファイルの中にとじてございます。適宜御覧いただきますよう、お願いいたします。

私からは以上でございます。

吉川座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、先ほど紹介のありました廣瀬委員より何かございましたら、お願いいたします。

廣瀬委員 4月1日付けで着任しました廣瀬でございます。3月までは国立医薬品食品衛生研究所の病理部におきまして、病理形態あるいは毒性に基づいた化学物質のリスクアセスメントに、ちょうど9年間携わってまいりました。今後、今までの知識を生かしまして、お手伝いできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

吉川座長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。最初の食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価、通常自ら評価と呼んでいますけれども、これについて審議したいと思います。

簡単に経緯を振り返ってみますと、本調査会が食品安全委員会の付託を受けて、我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価について、これまで関連情報を収集、整理し、また各国の情報を把握することをやってきました。また、間で国内外の専門家を招聘して御意見を伺うという過程も経てきました。その後、評価項目をどうするか。評価手法をどうするかというようなことについても、準備段階の議論を進めてきて、前回になりますが、プリオン専門調査会の見解という格好で親委員会の方に見解をとりまとめて返

した。その後、本年3月22日の第183回の食品安全委員会で、専門調査会の見解を報告して、自ら評価の実施を決定する前に全国の意見交換会を実施することになったわけです。

先ほどの資料の中にもありますけれども、4月23日～27日にかけて、委員の先生方に協力をいただきましたけれども、全国4か所で意見交換会をすることになったわけです。

その後、それらの意見も踏まえて、5月17日に第190回の食品安全委員会が行われたわけですが、そこでそれらの意見を参考にして、評価の必要性について審議をした。その結果、プリオン専門調査会の見解を踏まえて、自ら評価をやることが決定されて、今日のプリオン専門調査会に至っているというわけです。

それでは、意見交換会の概要等について、事務局から簡単に説明していただけますか。

永田リスクコミュニケーション官 リスクコミュニケーション官でございます。

それでは、意見交換会の概要につきまして、資料1に基づきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

4月23日～27日までの週に全国4か所、具体的には福岡、大阪、北海道の札幌、東京の4か所で関係者との意見交換会を実施いたしました。

プログラムでございますけれども、まず吉川座長あるいは山本専門委員から、自ら評価の実施に関するプリオン専門調査会の見解について約1時間御講演をいただきました。その後、食品安全委員会の野村委員にコーディネーターをお願いいたしまして、プリオン専門調査会の専門委員、消費者、生産者、輸入業者、外食産業関係者をパネリストといたしまして、約1時間パネルディスカッションを行いまして、その後、1時間足らずですが、会場の参加者の皆さんと直接の意見交換を行いました。

その結果、自ら評価の実施につきましては、おおむね肯定的な反応が得られたと考えております。

2ページ目には、意見交換会の講演者、パネリスト等の具体的な名前が記されております。

3ページの別紙2は「意見交換会で寄せられた主な意見」でございます。

「自ら評価の必要性」については、輸入牛肉等の購入情報の安全性を判断する材料として、また消費者から不安の声が上がっている背景を踏まえて、是非実施すべきとの意見が大勢を占めておりました。

ただ、安全であることを前提に輸入されているものについて、あえて評価を行うことや、あるいは情報が不足している中で適切な評価を行えるかどうかということについて、疑問視する声も若干ございました。

「リスク評価の進め方」につきましては、やはりデータが集まらない場合の評価の進め方についてどうするか。評価をスピーディーに進めてほしいというような問題。

「評価に必要な調査項目」につきましては、牛肉だけではなくて、牛肉調製品や加工品についても検討してほしい。現地調査もやってほしいという意見がございました。それから、リスクコミュニケーションの関係では、今回のような評価実施前のリスクコミュニケーションは大切である。審議の途中経過も報告してほしいという御意見がございました。

4 ページ目の「国際基準との整合性」につきましては、OIE 等の国際基準との整合性を図るべきだという意見がございました。

「評価の優先順位」につきましては、リスクが高いと思われる国から評価すべきである。あるいは輸入量が多い国から評価すべきであるとか、輸入量の多少に関わらず一律に評価すべきであるなど、かなり意見が分かれておりました。

「その他」といたしまして、決定するまでに時間がかかり過ぎている。あるいは評価結果がリスク管理機関にどのように反映されるのかというような御意見がございました。

5 ページの別紙 3 以降は、アンケートの集計結果でございます。

7 ページを御覧いただきますと、意見交換会についてお聞きしているわけですが、開催時期や開催方法、あるいは配付資料、講演内容について、おおむね適切だった、あるいはわかりやすかったという評価をいただいております。

9 ページでございますが、問 3 のところで、自ら評価についてどうかということをお尋ねしておりますが、71.5%の方が食品安全委員会が自らの判断により評価を行うべきだと思ったと記されておまして、先ほど申し上げたように、おおむね自ら評価の実施に肯定的な反応が得られたということをお裏づけているかと思っております。

11 ページ以降は参考といたしまして、具体的に会場で寄せられた御意見、あるいはアンケートに寄せられた御意見、これは網掛け番号で示しておりますけれども、御参考までに、主なものにつきまして網羅的に記載しております。

なお、詳細な議事録は、後日ホームページ上に掲載する予定でございます。

以上でございます。

吉川座長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問ございますか。いいですか。

説明者というのは、割合いつもいじめられることが多いんですけども、今回は頑張りというような意見が多かったような気がしますし、後のパネルディスカッションには、ステークホルダーとしていろいろな立場の方がそれぞれ発言されたので、やはり立場によって

今回のテーマについても、それなりにずれがあるという感じがしました。先ほど言われたように途中の経過も含めて、情報公開はしているわけですがけれども、節目節目に概要でもいいから、わかりやすいリスクコミュニケーションをしてほしいという声が強かったように記憶しております。

それでは、特に質問がなければ、自ら評価をいよいよ具体的に始める覚悟を決めなければならぬわけです。どういうふうにやっていくかということになりますけれども、親委員会に答申としてまとめた中に、基本的な考え方、進め方については、既に準備段階での議論が行われてきたと思います。

1つの考え方として、具体的に進めていくには、どういうふうにするかということですがけれども、とりあえず相手国に対してどんな質問あるいはこれまでに集めた現状のデータを含めて、どういう質問をするかという辺りから審議をしていく方が具体的でしやすいかと思えます。

最初に質問書というような格好で、これまでの経過、先ほど資料に出てきましたけれども、ヨーロッパの食料安全局のEFSAがGBRに使ったときの質問書、あるいは今回新たにOIEが申請された国のステータス評価をするときに使った質問表等も含めて、事務局に関連資料を整理していただいたので、その説明をしていただいた上で、審議をしていきたいと思えますけれども、いいですか。

それでは、事務局から説明をお願いします。

横田課長補佐 そうしましたら、資料の御説明をさせていただきます。

まず資料2-1というA3の横長の表となりますけれども、こちらを御覧いただければと思います。

こちらのタイトルは「質問項目 整理表」でございます。左から「日本」真ん中が「OIE」右側がEFSAの「GBR」の質問項目を一覧表という形で並べたものでございます。

最初に一番最後のページの注釈を御覧いただければと思います。

1は質問項目についてでございますが、こちらは各評価機関において、表現ぶり等が必ずしも一致していないようなところもございまして、整理上、一部別項目になっているものもあるという点を御了解いただければと思います。

2は小項目の分類についてでございますけれども、こちらは日本、米国、カナダのリスク評価書の項目に沿って項目出ししたものに、OIEでありますとかEFSAのGBRの評価項目を加えて作成したということで、こちらの方は以前プリオン専門調査会の見解をとりまとめた際に、いろいろ整理して、リスク評価項目ごとに必要な情報の分類というものを一

度作成したと思いますけれども、基本的にそちらの方に従っておりますが、今回、質問項目を整理するに当たりまして、小項目の一部について、幾つか分かれていたものを合体いたしましたり、一部場所を移動させたようなものもございます。

3でございますが、日本の欄につきましては、我が国の今までのリスク評価で考慮した項目を基に、必要と思われる項目を記載したということでございます。

4はOIEでございますけれども、こちらの欄につきましては、OIEはステータス認定を行う際に求めている質問書の質問項目を、それぞれ左の小項目の該当する箇所当てはめているということでございます。

5のGBRにつきましても、同様にGBR評価を行う際の質問書の項目をそれぞれ当てはめているということでございます。

この表を作成するに当たりまして、参考といたしましたOIEの質問書につきましては、資料2-2という形で配付しております。

EFSAのGBRの具体的な質問書につきましては、資料2-3という形で配付しております。

資料2-2と2-3の前半は、それぞれ未定稿版ということで仮訳です。後半の方には、原文の英文のものを付けさせていただいております。時間の関係で、資料2-2と2-3の詳細については、省略させていただきます。

資料2-1に戻っていただきまして「OIE」「GBR」という欄のところで、実際に質問項目の最初に項目の番号を記載しておりますので、必要がありましたら、この番号を基に資料2-2であるとか、資料2-3の方をたどっていただきますと、具体的な質問の根拠でありますとか細かい数字、求めている表や詳細を確認できるようにしております。

例えば資料2-1の真ん中の「OIE」の欄で、一番上に「1.2.感染のおそれがある生体牛の輸入を通じたBSE因子侵入の可能性」につきましては、資料2-2がOIEの質問書でございますけれども、3ページの下の方に「1.2.感染の可能性のある生体牛の輸入を通じたBSE因子侵入の可能性」ということで、この項目を聞いている根拠でありますとか、詳細な情報が書いてある形になってございます。

また資料2-1に戻っていただければと思うんですけれども、質問項目の中身を横並びで見て、各評価機関の質問項目を比較していただきますと、多少表現の違いございますが、かなり重複している部分がございますので、こういった部分につきましては、整理を行いました。質問書案のたたき台としてまとめた資料を別途準備してございまして、そちらが資料3というカラーの資料になりますので、資料3をお手元で御覧いただければと思います。

資料3の文字の色についてでございますけれども、基本的に黒字が先ほどの資料2-1

の日本の欄の質問項目を記載しておりまして、それに加えて、赤い字の部分になりますけれども、こちらの方は資料3の一番上に記載しておりますけれども「これまでの日本の評価書で、明示的に挙げられていない評価項目」でございます。それぞれの項目の末尾には、括弧書きでOIEもしくはGBRのどちらの質問項目なのかということをはっきりとわかるような形でまとめてございます。

資料3の最後のページを見ていただいて、また注釈を御覧いただければと思うんですが、1の小項目につきましては、先ほどの資料2-1と同じでございます。

2の評価に必要な情報（質問項目）につきましても、先ほどの資料2-1と同様で、表現ぶり等が一致していないため、一部別項目になってしまっているものもあるということで御理解いただければと思います。

資料3の1ページ目に戻っていただきまして、駆け足になってしまうかと思いますが、一通りどんな項目を聞いているかということを中心に御説明させていただければと思います。

1ページ目の最初は、大項目で「生体牛（感染率・蓄積量）」です。

中項目の「侵入リスク」の中で「生体牛の輸入」「肉骨粉の輸入」についてでございますが、これはこれまで我が国の評価では輸入規制の概要やBSEリスク国からの輸入実績、実際に輸入されたものの処分状況等について記載してございます。

これらに加えて、赤い字の部分になりますけれども、例えばGBRにつきましては、可能な範囲でリスク国に限らず、あらゆる国から輸入した輸入実績でございますとか、輸入だけではなくて、輸出に関する情報というものも求めていることがわかるかと思います。

OIEにつきましては「肉骨粉の輸入」の欄になりますけれども、かなり詳細なものを求めておりまして、肉骨粉が輸入されていない場合は、それを裏づける文章、輸入されていた場合は原産国、動物種、レンダリング工程に関して求めているということでございます。

その下の欄に移りまして「その他感染のおそれのある牛由来製品の輸入（動物性油脂の輸入を含む）」でございますけれども、我が国ではこれまで主に動物性油脂について考慮してきたということでございまして、そのほか、赤い字の部分ですけれども、OIEでは感染のおそれがある牛由来製品という質問項目が挙げられているということでございます。

一番下の「国または地域（ゾーン）のBSE履歴」の欄でございますが、我が国では、これまでBSE発生頭数や有病率の推定を行ってきておりますけれども、OIEではもう少し詳細な情報も求めているということでございます。ただし、今回は基本的にBSEが発生していない国が対象でございますので、この項目に関しては、最終的な質問書からは落として

も構わないのかなと考えております。

2 ページ目に移らせていただきますと、次は中項目で「暴露・増幅リスク」になりますが、一番上の「飼料規制」といたしまして、規制の概要や規則という項目が挙がっております。

次の項目は「遵守状況と交差汚染の可能性」でございますけれども、この中では飼養形態や飼料製造施設の基本情報、それに加えて、遵守状況等に関する項目がございます。これらに加えて、赤い字の部分は GBR でございますけれども、飼料の組成や実際のサンプル検査結果。OIE につきましては、牛の肉骨粉等を給餌されても、BSE 感染因子に暴露されないと考える理由があれば、その理由の証明を求めています。

「特定危険部位 (SRM) の利用 (レンダリング)」でございますけれども、基本情報といたしまして、レンダリング施設の概要、死廃牛、農場で死亡した反すう動物の処理の状況、SRM の取扱いに関する項目がございます。そのほか、OIE ではこの欄で輸入牛や輸入牛製品の履歴に関するものを求めていますけれども、この部分に関しましては、日本や GBR の方では、先ほど御説明した侵入リスクの方で同じような内容を取り上げているという形になるかと思えます。

一番下でございますけれども「牛以外の TSE 発生状況」は、これまで我が国では考慮してきたということでございます。

3 ページ目に移りまして、中項目で「サーベイランスによる検証」になります。

まず一番上の小項目「母集団の構造」といたしましては、家畜の飼養実態がございます。

「サーベイランス」「サンプリング」「採材」に関しましては、サーベイランス制度の概要や規則でございましたり、そのほかサーベイランスの実際の成績、検体の採材方法等についての項目がございます。これに加えて、赤い字の部分でございますけれども、OIE ではサーベイランスの際の年齢の特定方法、臨床的に疑われる牛に関する詳細な情報などを求めているということでございます。

その下の小項目に移りまして「検査方法」でございますが、検査手法の詳細について求めているということです。

「判定のための専門家会議」につきましては、確認検査の判定体制が項目として挙がっております。

「BSE 認知 (awareness) プログラム」「BSE 様症状を呈するすべての牛の調査および届出義務」といたしまして、OIE や GBR では BSE 認知プログラムの詳細や補償金の有無などに関しまして、質問しているということでございます。

4 ページは「牛肉及び牛の内臓（汚染率・汚染量）」に関してですけれども、食肉に関しては、OIE や GBR の評価ではあまり考慮されていないということで、これ以降は赤い字の部分がございませんが、基本的にはこれまでの日本、米国、カナダ産のリスク評価の際に考慮した項目を挙げているということでございます。

上から順番にいきますと、中項目は「と畜対象」ということで「トレーサビリティ（月齢確認）」、「と畜頭数（年齢、品種）」に関する基礎的な情報が項目として挙がっております。

次の中項目の「と畜処理の各プロセス」につきましては「と畜前検査（高リスク牛の排除）」、「と畜場での BSE 検査」「スタンニングの方法」「ピッシング」ということで、処理作業の一般的なフローチャートでございますとか、それぞれ項目につきまして、規則の概要や遵守状況などが記載されております。

5 ページ目でございますけれども、引き続きまして、「SRM の除去」についての規則や遵守状況。

また、「SSOP や HACCP に基づく管理」ということで、これらの導入状況や遵守状況に関する項目が挙がっております。

「食肉等のリスク」につきましても、「食肉及び機械的回収肉（MRM）」や「内臓」について、それぞれの規則や遵守状況についての記載でございます。

一番最後に「その他」という形で「輸出のための付加的要件等」という欄がございます。これは例えば米国でございましたら、BEV プログラムが該当するわけでございますが、我が国に輸出するために輸出国政府側で何らかの付加的要件を設けているかどうか。また要件がある場合には、その内容や遵守状況等について、質問項目として挙げているということでございます。

資料 3 は以上でございます。

最後に資料 4 を御覧いただければと思います。これまで平成 15 年～平成 17 年度の牛肉の国別輸入量を提示させていただいておりましたけれども、このたび、速報値でございますが、新たに平成 18 年度のデータがまとまりましたので、それを追記させていただいております。

また、資料の裏面を御覧いただければと思いますけれども、牛の内臓類につきましても、牛肉と同様に平成 15 年～平成 18 年度の貿易統計を集計したものを示させていただいております。

これを見ますと、これまで評価対象国につきましては、牛肉の輸入実績のある国のうち、

アメリカとカナダを除いた 13 か国としておりましたけれども、内臓まで含めた形にいたしますと、内臓の国の一番下の欄を御覧いただければと思うんですけれども、新たに「ホンジュラス」という国が加わっております、これを入れると合計 14 か国になるかと思えます。

時間の関係で大分駆け足になってしまいましたけれども、今回の自ら評価関係の資料の説明については、以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。

事務局の方で、これまでの準備段階の審議として行われきた現状分析の項目について、OIE と我が国がこれまでやってきたものと EFSA の GBR と比較をして、資料 3 の方がわかりやすいと思います。オーバーラップしているところが多いので、全体として見ると、今、説明があったように、OIE あるいは GBR も基本的には BSE のリスクのステータス評価ということですから、背景にある牛がどのレベルの汚染であるかということの主眼に評価をする格好になっています。

前半部はかなりダブりますけれども、牛由来の物品のリスクの評価という点の後半部に関しては、ほとんど触れられていないので、基本的にはこれまで米国、カナダあるいは我が国の見直しを含めて、この専門調査会でやってきた項目が列記されているわけですが、具体的にこういう質問書を出すとなると、1 つは質問内容がこれでいいかどうかということ。これに答えが返ってくるわけで、相当膨大なデータになる。それを分析しなければならぬということも含めて、意見をいただきたいと思えます。

今、説明がありましたけれども、少し突っ込んで大項目の項目別にこれでいいかということを進めていきましょうか。それとも全体の今の説明を聞いて、何か根本的に問題があるかどうかということがあれば、先にそちらを受けたいと思えますけれども、途中で気がついて戻っても構わないです。

小野寺専門委員 では、質問よろしいですか。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 資料 4 の「牛肉の国別輸入量」と「牛の内臓類の国別輸入量」で、例えばホンジュラスというのは内臓に入っているけれども、肉には入っていない。そうすると、肉の方を優先的に評価するのか、内臓もひっくるめて評価するのかという話になるんですけれども、その辺はあまり考えないんでしょうか。

吉川座長 でも、どうせやらなければならないんだから、質問書を送るなら、肉も内臓も合わせての方がいいのではないかと。単純に言うなら、ホンジュラスがもし内臓しかなか

ったとしても、同じ質問を送らないと、また後で改めて送らなければならないことになります。

小野寺専門委員 全部一どきにやろうとすると、かなり膨大な量になるかなと思うんですけども、順番をどうするのかとか、そういう問題になりますよね。

吉川座長 評価の進め方については、先ほどの意見交換会の際にも輸入量の多い国からやるのか、リスクの高い国からやるのか、一斉にやるのか、どうするんだという質問もあったんですけども、どうせ質問書を送って返ってくるまでには時間がかかりますから、その辺は後で議論するとして、とりあえず相手国に投げる、スタート地点になる質問書について、これでいいかどうかという意見を伺いたいと思います。基本的には内臓がきていますから、ホンジュラスの質問書ができれば一緒に送りたいと思っています。

全体に関してはいいですか。いいですかというか、特に意見がなければ、項目を見ていただきたいと思うんですけども、最初のページの「生体牛の輸入」「肉骨粉の輸入」「その他感染のおそれのある牛由来製品の輸入（動物性油脂の輸入を含む）」この辺がこれまで大きく「侵入リスク」としてやってきたわけですけども「国または地域（ゾーン）の BSE 履歴」というのも、OIE 等ではかなり細かく聞いているというのはわかります。

「生体牛の輸入」に関しては、ちょっと説明がありましたけれども、輸入実績について輸入した相手国をどの範囲までにするか。それから、時期的な範囲をどのくらいまでにするか。答えられないところもあるのかもしれないけれども、その辺がちょっとね。

端的に言えば、黒文字で書いてある日本の場合、輸入頭数について GBR または と評価された国と、少なくとも 1 頭以上 BSE 感染牛が確認されている国というような格好でやってきたけれども、GBR は可能ならば 1980 年以降、少なくとも 1986 年以降あらゆる国々から輸入した生体牛は、OIE の今度の科学評価のときは過去 7 年間でしたかね。違いましたか。過去 7 年間ですね。

山本専門委員 そうです。7 年間になっています。

吉川座長 だから、多少それぞれの評価グループによって期間や対象国が違っているけれども、クエスチョンを送るときにどうするかということです。

どうぞ。

山本専門委員 7 年間になりますと、その国において、過去にどういう暴露の歴史があったかということを知ることができない場合が多いんです。GBR でやっているように、少なくとも 86 年以降にどういう歴史的な経緯があったかということを知っておく必要はあ

ると考えているんですけども、そのような形でもしデータが取れるのであれば、そちらの方がよりありがたいと思っております。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 たしか昔の EU 委員会は、過去 20 年間のデータを全部よこせと言っていたんですけども、OIE の 7 年間というのは、恐らく 2001 年からやっている。そうすると、2001 年からは一応わかるんですけども、少なくとも EU 関係、日本とか、そういうところはアクティブサーベイランスをやっているけれども、それ以外の国はアクティブサーベイランスをやっていないから、データの質として、7 年間も 20 年間も変わらないということにはなると思います。ただ、OIE の場合は、あくまでもアクティブサーベイランスをやっている国をある程度念頭に置いているのかなという気はします。

吉川座長 国内増幅リスクを考えると、必ずしも過去 7 年間のデータで、その国の汚染状況を読むというのは、BSE の潜伏期を考えるとあまり科学的であるとは私も思いません。そういう意味では、GBR の 80 年からわかればそれにこしたことはないけれども、少なくともイギリスで BSE の発症例が見つかった 86 年以降について、データがあればもらう方が懸命だと思うので、そこはそうでしょうか。

どうぞ。

山本専門委員 今、小野寺先生がおっしゃった 7 年間のサーベイランスというのは、その国の現状を把握する意味で、2001 年以降アクティブサーベイランスが始まってやってきたということですので、その国が現時点でどういうリスクを持っているのかを検証する意味で必要なデータです。そういう意味では、7 年間というサーベイランスの期間はいいと思います。ただ、その国が過去においてどういうものを輸入して、それが現時点でどういうふうに戻ってきたかといいますか、レンダリングされて回されたのかということを考えて、潜在的なリスクを少し考慮に入れるとなると、かなり前から必要だと考えていたわけです。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 確かに前は EFSA とかそういうところは、20 年間と言っていた。そうすると、1986 年からになります。87 年かもしれません。

吉川座長 わかりました。

もう一つ、ここで日本と違う部分は、あらゆる国とするか、あるいは GBR 、 と評価された国、あるいは少なくとも 1 頭以上の BSE 感染牛が確認されている国に絞るかということです。どうでしょうか。理想的にはあらゆる国の方がいいんだろうとは思いますが

けれども、想像したときに、各国の生体牛の貿易を把握していないので、物すごいことになるのか、案外大した金にならないのか、あらゆる国というのがわからないんです。どうですか。

要するに、BSE のリスクのあった国という格好で、輸入された牛の相手国を限定するか、あるいは単純に過去 20 年間輸入された牛すべてについて、国は問わないから全部のリストをくれと要求するのか。

どうぞ。

甲斐専門委員 将来の新たな発生国も想定すると、これはすべての国の方がいいのではないのでしょうか。どうせ情報を集めるならね。

吉川座長 ほかに御意見ありますか。どうぞ。

永田専門委員 それか今回国を絞って評価をするのであれば、例えば BSE リスク国にはなっていないけれども、この評価の対象になっている国も入るんです。例えばある国はオーストラリアから入れているかもしれない。そういうのは、やはりオーストラリアの評価をするので、情報としてはあった方がいいという形で、最低国を対象とした、その間での輸入は情報としていただく。逆に限定すると難しいかもしれません。

吉川座長 単純に言うなら、、 の国と 1 頭以上出た国と今回対象にする 14 か国。しかし、14 か国は、今たまたま日本が入れているから評価対象にただけであって、そういうふうにするなら、14 か国がほかの国と何か物すごく質的に違うかということ、必ずしもそうではないと思います。

御存じのように、評価そのものでは、既に GBR の国からもきているわけで、後ろにある国にもかなりばらつきがある。輸入量がわからないのでわかりませんが、どうしましょうか。一応あらゆる国にしておきましょうか。答える方は大変かもしれないけれども、情報として得られるなら、その方がいいですね。

山本専門委員 私もあらゆる国にしておいた方がいいと思います。逆に国を限定すると、データの質にばらつきが出るのではないかと思うので、なるべく統計の取れているところがあれば、それを全部いただいた方がわかりやすいと思います。

吉川座長 わかりました。

この部分に関しては、基本的に GBR になぞって質問をする。この項の中で「輸出した牛の種類に関する情報 (GBR)」というのは何ですか。生体牛の輸入に対して、輸出した牛の種類に関する情報というのは何ですか。

横田課長補佐 これは想像になるんですけれども、恐らく GBR 評価をする際に、それぞ

れ輸入した実績と輸出情報をクロスしてチェックするような目的もあるのではないかと考えております。

吉川座長 そうすると、単純に言うなら、輸入相手国が輸出した証拠みたいな符号をするという考えですね。わかりました。

甲斐専門委員 たすきがけ表というのができるのではないのでしょうか。

吉川座長 それがあるなら、くれということになるわけですね。

生体牛の部分は、今までやってきた部分でひっかかる部分というのはそのぐらいかなと思います。

肉骨粉の関しては、これもリスク評価とすれば、国、機関に関しては、GBRの生体牛と同じでいいですね。OIEは生体牛7年、肉骨粉8年ということになっていますけれども、先ほどの考えでいけば、むしろGBRの方式をとる。

山本専門委員 済みません。肉骨粉だけにしますか。それとも獣脂かすなど、そちらも全部入れるんですか。

吉川座長 その下の項目云々の中に獣脂かすを入れてあるので、今は2番目のカラムです。

山本専門委員 失礼しました。

吉川座長 どうぞ。

甲斐専門委員 先ほどの生体と一緒に、肉骨粉の方も輸入だけではなくて、輸出の方もやると、各国の輸出と輸入のたすきがけ評価ができて、ある意味では信憑性がわかるわけです。輸入はしたと言ったけれども出していないとか、出したと言ったけれども輸入していないということが出来ますので、縦横の表ができるので、輸出も輸入もしたということがあると思うので、それが必要ではないのでしょうか。

こういことです。ある国が輸出したと言いながら、この中に表がある。でも、ある国は私たちは輸入していないと言うかもしれない。A国はB国に輸入したと書いてあるんですけども、B国は輸入していないと言ったら、なぜその違いが起こったかということがわかると思います。輸入だけだとわからないと思います。

吉川座長 ただ、この場合、例えばA国が輸入したと言ってA国に尋ねますから、A国がB国から輸入したときに、その証拠を持っていればそれを出せということになるので、そうでないなら、こちらが直接B国に対してA国に出したかと聞かなければならないということなんです。世界中のマップができていれば、自動的に調査できるけれども、実際には14か国について調べるだけなんです。

甲斐専門委員 私が言っているのは、既にこの中で情報の非対称性が起こる可能性があるもので、A国は出したと言いながら、B国は入れていないと言う可能性がある。世界全体ではなくて、この国の中でも起こるような気がするんです。そのことを念頭に置いて言っているんです。だから、資料をちゃんとしておくことで、情報が正しいかどうかを検証できると思います。

吉川座長 13か国間のものは、それで情報が入るんですけども、13か国間以外のところから来た牛の方が、實際上肉骨粉は問題で、そのときには13か国以外から裏をとらなければならないということになるんです。だから、逆に言えば、輸出した国の裏がとれているなら、それもくださいと言って尋ねた方が早い気はします。それがだめなら、こちらが調べるしかないということになります。

山本専門委員 アメリカとカナダのものをやったときも、ヨーロッパから輸出したものとアメリカ、カナダから輸入したものと量が違いました。そういうことが起こっているんです。ですから、ヨーロッパから輸入したときに、やはりヨーロッパの輸出データを我々は調べる必要が出てきます。

吉川座長 そういうことになりますね。だから、もし相手国に要求できるとすれば、ヨーロッパから例えば100頭出した。うち50頭入れているというなら、両方のデータをくれというくらいしかできないですね。

山本専門委員 調査対象国にはどこから輸入したということしかいただけなくて、輸出先の方に関しては、こちらからまた調べないとだめですね。ちょっと手間はかかりますけれどもね。

吉川座長 そうなんです。だから、ここでGBRの質問が成り立つのは、GBRがすべてを網羅しているので、これをペアで調べれば、先ほど言ったみたいに13か国ではなくて167か国だったら全部わかってしまう。だから、あらゆる国という格好で、対象もあらゆる国であれば問題ないんですけども、そうでなければ、先ほど言ったように、輸出した牛の種類に関する情報というのは、輸入実績だけということであって、輸出国側の実績はその国に問うても意味はないことになります。

どうぞ。

小野寺専門委員 よろしいですか。結局、牛の頭数を入れた後と出した後で、輸出国と輸入国の数値が食い違うことは多分ないと思うんですけども、問題は肉骨粉に関しては、輸出国が肉骨粉とっていて、輸入国は肉骨粉だと思っていないとか、そういう肉骨粉の分類の問題で結構食い違いが出てくる可能性はあります。もし日本がヨーロッパから肉骨

粉を輸入しているとなった場合にはあると思います。ですから、牛の頭数よりは肉骨粉の輸出の方が結構問題になるかなと思うんですけども、その場合はお互いに国の肉骨粉の分類の規定が違うとか、そういうことも当然あるわけで、そういう場合はどちらをとるかという話になるんですけども、普通そういうときは、悪い方の数字をとることになるのではないかと思います。

吉川座長 裏がとれたときは、どう評価するかという、リスクの高い方をとることはあり得るんですけども、ただ、相手国に送る質問状の中に肉骨粉、牛について、輸出した牛の種類あるいは輸出した MBM の種類及び組成に関する情報という項目を入れるかどうかということ、どうしたらいいだろうかということ、ということです。

わかるのは、13 か国同士の間はわかります。そのとおりです。もし 13 か国の中でやりとりがあれば、その部分の情報は手に入るけれども、13 か国以外の国から輸入されたものについては、輸出国の方に尋ねるしか反対側は取れないということになるわけだから、あえてこの項目を質問の中に入れるかどうかということになります。

甲斐専門委員 資料を出す側としては、あまり難しいデータではないような気がするんです。

吉川座長 資料を出す側は、自分の国ですから大したことではない。

甲斐専門委員 ある意味では、先ほどの 1 頭発生した国とか選択を要求する方が、向こうにとっては手間だと思います。どこから輸入したのか、どこから輸出したのかというデータはあるわけですから、それは非常に簡単な何の操作も必要ないので、さっと出せるわけです。ですから、いろんなことを言うと、彼らはその概念は何かとか、1 頭とか数頭などと言ったら、それはいっぱいいろんなことを考えてなくてはいけないので、逆にあまり向こうに御迷惑をかけないと思います。資料作成の手間を省いてあげるのではないのでしょうかね。いろんなデータがあると思うので、例えば 1 頭発生した国からというと、そこからまたピックアップしなければいけないという作業が伴うんでしょから、あるデータをばっくと出してくださいというだけです。

吉川座長 では、使えるか、使えないかはわからないけれども、自分の国から輸出したものの拡張については、どっちもやっているのなら残っているので、あって損ではないけれども、残しておきますか。

その次に 2 つ、その他感染のおそれのある牛由来製品、それから BSE の履歴、履歴は確かに一例も出ていないという答えしか返ってこないかもしれない。

それから、その他の物品に関しては、動物性油脂をメインに扱ってきたけれども、OIE

は牛由来製品の輸入を通して BSE 侵入のリスクの可能性というのは漠として、その他たくさんという書き方で、では、具体的にどういうリスクマテリアルなのかということは書いていないんですけども、動物油脂に絞るか、あるいはもっと何でもありという格好でクエスチョンを送るか。

どうぞ。

小野寺専門委員 これは、動物性油脂と書いてありますけれども、恐らく可能性としてあるのは、一応、牛の皮とか、要するにつめとか、角とか、そういうものを念頭にあると思うんですけども、日本で問題にしているのは、牛の脂肪ですね。ですから、日本である程度国内対策もあるので、牛の脂肪というところにある程度絞って、ほかにあと1個か2個ぐらい、要するに該当する品目が考えられたんですけども、もしないんだったら牛の脂肪でいいですけどもね。

吉川座長 では、ここは OIE の漠としたのはやらないで、動物性油脂という格好で、これまで評価してきた項目のクエスチョンにする。

輸入元及び量は上に書いてあり、国別量ですから、これはダブリでいいですね。原産国の地域、BSE ステータスに関する情報、これはこっちで調べるわけですから、1.3.2 と 1.3.3 は特にいいですね。当該国が輸入したときの相手先の国と量がわかれば、その国がその時期どれだけのリスクレベルを持っていたかというのは、ある程度こっちで読む格好になりますから、向こうに聞かなくても、ではここは黒の最初の3つの質問ということで、その次の BSE 履歴、1頭もないということであれば、ただ、輸入牛で出て処分してしまったという場合は、あり得るか、そんなにはないですね。この14か国の中には、恐らく該当するのはないですね。自国では出ているはずがないですね。あるとすれば、輸入牛で出て焼却処分したぐらいしかないけれども、恐らくないね。なければ、国の BSE 履歴を聞いても意味はないと思います。

それでは、この項目は削除していいですか。

どうぞ。

山本専門委員 輸入牛で出た可能性があるというものは、やはり知っておかなければいけないですね。

吉川座長 あるとすれば、シナリオぐらいしか多分ないんだろうと思います。

山本専門委員 そこを聞くのであれば、質問の仕方がちょっと違うんじゃないかということと、それから輸入牛が出たときのコホートをどう扱ったかというのは必要なんです。出ていなかったら大丈夫なんですけれどもね。

吉川座長 わかりました。履歴でない、ある場合については輸入牛での処理とコホートの扱いを聞く。

山本専門委員 そうしないと、サーベイランスの項目と非常に同じことを聞いていることになるのでね。

吉川座長 わかりました。では、ここは輸入牛であった場合には、当該牛をどう処理したか、コホートをどう扱ったというクエスチョンにする。

その次は、感染量、蓄積量の中で、国内の暴露増幅リスクですけれども、飼料規制、それから遵守と交差汚染、SRM の利用、牛以外の TSE と大きく 4 項目ですけれども、飼料規制は法令と規則ですから、交差汚染と遵守状況のところ、可能ならば 1980 年から GBR が現在までの乳牛、子牛及び乳牛以外の牛の飼料の組成という項目を設けていますけれども。これは、でも、用途別の主要な飼料給与方法の中には乳牛も肉牛もそれぞれ用途に分かれたものに対して、どういう給与方法をしたかということで、その中で、特に乳牛には 6 か月までの代用乳、多分代用乳とカウスタータが入っておりますけれども、その後の飼料ということですから、上の項目は、GBR のはこれを含んでいるのではないですか、違うんですか。

山本専門委員 項目としては含んでいるんですけれども、これは期間が入っていないんです。いつからかというのを明記しないと、今年はそういうふうに規制していますよと言っただけけれども、10 年前は違いましたということがわかればね。

吉川座長 わかりました。では、1980 年か 1986 年にするか。

山本専門委員 1986 年ですね。

吉川座長 86 年でいいですかね。報告があったときからね。では、とりあえず、1986 年以降の用途別の主要な飼料給与方法という格好で、もう少し中身を詳しくクエスチョンニアに書くということで、知りたいことは、乳牛と肉牛の育て方、その次が、飼料の検査を聞いていれば、これは聞いた方がいいですね。検査しているか、していないか、しているならどれぐらいの頻度でしているのか。でも、これは尋ねたことはなかったんですかね。どうぞ。

小野寺専門委員 これは、恐らく各国で飼料を何サンプルも取って、ELISA どの方法がいいか、悪いかは別として、そういうことでやったということで、恐らく統計は一般向けに出していると思うんです。ですから、そういうものをいただくということになりますと思います。

吉川座長 そうですね。遵守状況と裏打ちデータとしては要るので、これは入れましょ

う。

その次が、これはネガティブの証明ができるならしるということですから、うちは全く汚染がないから絶対大丈夫だと書いてくるかもしれませんが、いいでしょうか、これは残しておきましょうか。申し開きできるなら、科学的証拠を出してくれということですよ。

レンダリングに関しては、施設、概要、SRM の処理方法、それに対してと畜時または死亡時の年齢を含む輸入牛の履歴を記載した文章。これは、さっきの質問とダブリますかね。自国では出ていないんだから、輸入牛しかないとなれば、さっきの質問で、ここに答えてきたら自分の国で出ていて輸入しているはずはないんだから、1.4.2 は、さっきの質問でいいですね。

いや違いますね。これはさっきので発症したらそうだけれども、何なんだろう。

どうぞ。

横田課長補佐 この部分は、先ほどの御説明のときに、少し御紹介させていただきましたけれども、日本とか GBR に関しては、侵入リスクの生体牛の輸入や肉骨粉の輸入の項目で、リスク国からの輸入牛であるとか、肉骨粉とかその他の処理状況などの履歴は確認しており、OIE だけは、似たような内容を恐らくレンダリングの項目で聞いているのかなと理解しております。

吉川座長 いいですかね。レンダリングに関連した輸入牛製品の最終用途、あまり意味はよくわからない。

甲斐専門委員 これは、輸入牛の製品ではなくて、輸入した牛製品じゃないですかね。

山本専門委員 たしか、甲斐先生がおっしゃるようなことだったと思います。レンダリングの話ではなくて、製品として入ってきているかどうかということで、その国の暴露リスクというのを見ようとしている。

吉川座長 そうすると、さっきの感染したおそれのある牛由来製品一般、これの行く末という意味ですかね。では、さっきその項目そのものを外してしまったからいいですか、ここはあえてレンダリングのところで、それを質問するということはしない。いいですか。

上記モニタリング及び実施について記載している文書、これは記録があればもらうということで、あった方がいいと。最後の項目が牛以外の TSE の発生状況について、これを聞いておくか。

どうぞ。

山田専門委員 この項目について質問があるんですけども、これは牛以外で TSE を発生した動物が牛の飼料に混入している可能性があるかどうかを聞くという項目なんですよ。

うか。それだけではなくて、牛の BSE が、例えばペットフードとしてほかの動物に行っているとか、ヒトに vCJD として行っているとか、そういうことも併せて聞くというような項目になるのでしょうか。

吉川座長 議論の中では、アメリカ、カナダのときに大分問題になった 1 つは、シカの CWD の問題、それからヨーロッパで 1 つ問題になったのは、牛から小型反すう獣に行ってしまった BSE というのがあって、OIE も初期のころは TSE として扱ったんですけども、数年前に BSE とクライテリアをかなり明確に変えてペット扱いにした経緯はあるんですけども、アメリカ、カナダを評価したときは、CWD についても一応分析をして、完全に安全とは言えないけれども、BSE 並みの危険であるという情報もないということで評価をしたんです。

ですから、ここではペットに行ったというよりは、ほかの動物で、スクレイピーとか CWD とか、あるか、どうかという質問になる。

小野寺専門委員 大体話がそれで終わったと思うんですけども、確かにニュージーランドとかオーストラリアが BSE がありそうもないということの一つの根拠、スクレイピーもないから、30 年ぐらい前から国内対策をちゃんとやっているという間接的な証明ですが、その国の公衆衛生対策がうまくいっているというインジケータとして、そういうのを使っていると思います。

吉川座長 聞いておきましょうか、どうですか。

甲斐専門委員 やはりシカの放牧地を共有するわけですから、それはある程度聞いておく必要があるのではないかと思います。

吉川座長 では、これは残すことにします。大分時間をとっていますけれども、ほかの予定もいっぱいあったかと思うんですけども、やはり質問書を整理しておきたいと思うので、その次の 3 ページは、母集団の構成、サーベイランス、サンプリング、採材、この辺は随分アメリカのときに、かなり長時間議論して、項目を決めていったと思います。それから、検査、判定、赤でずっと書いてあるのは、認知プログラムと届出義務ということですけどもね。

特に上段は疫学の先生の意見を聞きたいんですけども。

永田専門委員 逆に質問させていただきたい項目があって、サンプリングのところの赤字で書いてある、採取された飼料が国または地域で牛集団の分布を代表することを示す文章というものを OIE が要求しているんですけども、今の中のいただいた附属の資料の中では、書式までは限定していないので、一体どのようなことを要求しているのか、むしろ

教えていただきたいと思います。

日本の場合、結局、全頭調査をしているので、こちらのこういうふうに答えましたというのは関係ないのかもしれませんが、例えば他の国に対してどのような報告の仕方を OIE が要求しているのか教えていただきたいと思います。

吉川座長 どうぞ。

山本専門委員 各国サーベイランスのやり方が少しずつ違っているところがあります。そうすると、やはりサンプリングの頭数といいますか、それは基本的には報告されているんだと思われるんですけども、あと地域性ですね。アメリカですと、ゾーンを分けて、この地域から何頭というふうな形でサンプリングをされているということでやっていると思います。

本当にアメリカの場合でも知りたかったのは、輸入牛で入ってきて、そこでコホートをどうしたのかということとか、それからそういう牛が発見された場合に、その地域をもっと更に重点的にサンプリングしたのかというようなことを本当は知りたかったんですけども、なかなかそういう情報というのはなく、やはり満遍なく地域をばらしてやっている、全国を代表しているというような疫学の考え方を主張されているということですので、ちょっと地域ごとによって、その差はあるんですけども、基本的に何を聞くかということは、こちらから言ってもいいかもしれませんがね。何頭いる中で何頭のサンプリングをしているのかとか、そういう年齢のこととか、そういうことも含めてですけども、上のサンプリングの成績というのは、実施頭数及び結果、ここに書いてあるようなことを聞くということではないかと思います。

吉川座長 そうですね。OIE に書いてあるこのことは、カテゴリー別の飼育頭数の母数と、サーベイランス計画の策定根拠そのものですね。ですから、これは上のことを聞けば、下のことはおのずとわかるのではないかと、ダブっているのではないかと思うんです。

むしろ、この次のカテゴリーと年齢が一番重要になってくるので、それと分布が偏っていないということを保証しなければならないので、確かに牛の特定に使用された方法というのは、実際にやるときの方法論として何を使ったかというクエスチョンとして明記しておいたことはいいと思うんですけども、その上のはダブっているからいいと思います。そういうことでいいですか。

永田専門委員 そうだと思いました。それから、プラスですけども、これはどうやって要求したらわかるのかなと思うんですが、どこのサーベイランスもハイリスク牛に限定されているんですね。ハイリスク牛だけをサンプルして、それで調べればいいと、多分そ

ういう前提でやられていると思うんです。

この対象となる国々は、今のところ BSE が発生していないということで、今の段階では、どういうふうなやり方をしてもゼロですという答えが出てくると思うんですが、そのハイリスク牛というものの定義が、例えば今でも日本と米国と本当に定義が一緒なのかなという疑問もありますし、ハイリスクの定義、それから代表性というならば、ハイリスクがどのような定義がされていて、その中のどのサンプルを取ったのか、質問することによって明らかにしていくことができるんじゃないでしょうか。

もっと突っ込むと、例えばハイリスク牛は、その国では何%ありますかというようなことを聞けば、日本、それからほかの各国がハイリスク牛の割合が非常に変わった場合、定義が均一でないのではないかとか、そういった違う見方でチェックをすることはできるんですが、そこまで許されて聞いても、質問していいのかとか、そういうことを少し悩みます。

特に、今回はそうしたところでデータの処理が変わるわけではないので、次の問題にするということでもいいかと思います。

吉川座長 現実には、国によってかなりカテゴリーが違っているし、汚染がかなり進んだ国では臨床症状牛というのは、見る人もそれなりの経験をしているし、実際に陽性率も非常に高いんですけれども、多分、今回送るような国々では、日本と同様にあまり臨床症状牛に対応するものはない。それから、せいぜい農場死亡牛、あとはと畜場の非食用の異常牛、それから健康と畜牛、せいぜいその3つか、あるいは健康でと畜に回った分と、農場死亡とと畜場で廃棄処分になってしまった2つぐらいしか、分類としては無理ではないかな。ましてや、出ていない国でサーベイランスをどこまでやっているかという問題があるんですけれども、例えば農場の死亡がどのぐらいかといっても、日本は検査を始めたから年間十何万トンとか出てきましたけれども、ひょっとしたらそれさえ把握していない国も結構多いんじゃないかなという気はするんです。

どうぞ。

門平専門委員 日本のことを思い出していただければ、勿論わかると思うんですけれども、1頭も陽性牛が出なければ、アクティブサーベイランスを始めていない国がほとんどだったと思うんですけれども、ですから、こういうデータは勿論ない。

日本ですと、1996年に、毎日 BSE は報告しなければいけない病気にやっとなったわけですね。その後、もう少しよく探さなければいけないだろうという外からのプレッシャーも受けて、一生懸命探し始めたら、2001年9月に1頭出たということですから、我々がこれ

から自ら評価の対象とする国というのは、1996年の日本の段階なのか、それよりももっと前の日本の段階なのか、そういうふうに考えていると見ますと、ハイリスクも何もうちにはないんだというか、そういう現状ではないかと思えます。

ですから、サーベイランスをやっていますか、やっていませんかぐらいの質問しかできないのではないかと思えますが。

山本専門委員 13か国の中には、ばらつきが確かにあると思えます。OIEはオーストラリア、ニュージーランド、チリは、もう既に評価をしたんです。

ということで、サーベイランスはやられています。それをしなければいけないということにOIEの評価の中の質問書には書いてありますので、十分な期間をやっているかどうかというのについては問題があると思えますけれども、評価をされたということはたしかです。

門平専門委員 オーストラリアとニュージーランド、チリですか。

山本専門委員 チリは、既にOIEの評価を受けていますので、それをサーベイランスという項目も当然答えているはずですから、ないとおかしいわけですね。

吉川座長 ですから、私はやっていないという答えも含めて、やっていないところはやっていないで、ないんだからやっていないというのも回答にあるとして、やっているところはやっているの、こういう質問項目を相手方に投げても構わないと思うんです。質問の仕方で行っている、やっていない、やっているなら以下に答えてくださいでもいいかもしれないですけれども。

さっきの、多分ハイリスク牛の細かいカテゴリー分類は難しいと思うんです。特に、そんなに高汚染した国々ではないから、ヨーロッパ型のカテゴリー分類を尋ねても多分該当しないから、そういう分類はしていないというだけなので、尋ねるとしても、さっき言った大きな分類ぐらいしかないし、それも把握していないというのなら、そういう状況の国であると、出ていないからそこまでやっていないということであれば、それはそれで、そういう状況だということ把握すればいいのではないかと。

3.1は削除で、3.2は残して、3.4、3.5で、OIEは実際にやっている国ばかりが申請してくるからこういう項目を出しているけれども、上の項目で十分ではないかと思うんです。この2つは削除して、あと認知プログラムと届出ですけれども。

どうぞ。

小野寺専門委員 これは、恐らくその国が、農務省とか、そういうところが、公衆衛生関係のプログラムは文章としてつくっていると思えますね。それを出してくれと言えば、

そんなに難しいことではないと思います。

吉川座長 届出義務があるか、ないか、ある場合には、いつどういうレベルで設定したのかということ、それに関連した事項を質問するという格好で、それに関連して、法の遵守を目的にどういう施策が取られているかということでもいいんじゃないかと思うんです。

このところは、書きぶりをもう少し重みづけをして、横一列ではなくて、わかりやすい格好にしましょう。上のところもそういう格好で、イエス、ノーで、イエスならば、これに答えてくれ式で。

もし、なければ、ここから後は、ほとんど日本が独自にやってきたことなので、今までやってきたことの中で、これはおかしい、あるいはこれを足さなければいけないんじゃないかというのがあれば、意見を聞きたいと思うんですけれども、トレーサビリティ、と畜頭数、と畜前検査、BSE 検査、スタンニング、ピッシング、この辺は米国、カナダをやるときに随分と議論してつくってきた項目ですけれども、基本的には大体アメリカ、カナダは、それぞれの項目に時間はかかりましたけれども、答えてきたという格好になっています。

それから、後半のと畜プロセスでの SRM の除去、この辺もうちは出ていなくて SRM はないという格好で一括という答えもあり得る国があるかもしれません。SSOP、HACCP に関しては BSE だけが対象ではないので、BSE が出ていなくても、SSOP、HACCP をつくってある国はあるかと思えます。

機械回収肉、内臓等についても、多分国によっては BSE リスクがないということで利用している国もあるかと思うので、イエス、ノーの答えが返ってきて、どこに当てるかとやっている国はその答えになるかと思えます。

あと、最後のその他のところで、先ほど例が出た米国、カナダであれば EV プログラムみたいな日本に輸出するために何か付加条件を加えているか、また、その条件はどの程度守られているかという質問、これは付けておいた方がいいですね。評価するときに必要なので、ちょっと後半は比較するものがない、日本で決めた項目ばかりなので、どうぞ。

甲斐専門委員 この BSE 牛の処理方法というのは、どこにあるんですかね。

吉川座長 BSE 牛の処理方法ですか、基本的には BSE は出ていないという国々ですから。

甲斐専門委員 いや、そこに認知プログラムがあるんですね。認知した後、どういうふうに処理するのかとか。

吉川座長 ですから、届出義務と認知プログラムのところは、もう少し質問様式を変えないと、ない国に尋ねるので、まず、届出義務としての法整備があるのか、ないのか、こ

っちは必要ないと思ってつくっていないという国はそれでいいですし、つくってあるならば、法対応とその遵守をどういうふうに行っているか。それから、届け出るための教育認知システムをどういうふうに行っているかという質問になるという格好で尋ねる。

どうぞ。

甲斐専門委員 基本的なことでもよろしいですか。

吉川座長 はい。

甲斐専門委員 この質問状なんですけれども、OIE の評価が出る前なら非常に有効だったような気がするんですけれども、OIE の評価が出た後に、これをもらった国は、何で今更ということをするんではないかと思うんですけれども、ですから、回答しないとか、無視するとか、回答を延ばすとか、そういうことが想定されるんですけれども、その場合にいつまで待つのかとか、膨大な資料が来ると思うんですけれども、それをいつまでに整理するのかとか、その間に輸入条件の緩和を求めてくるような外圧があった場合はどうするのか。この整理が出るまでそのことには触れないのかとか、いろんなことが起こると思うんですけれども、これはどちらかという、私の独言なんですけれどもね。

吉川座長 それも現実的な問題ですけれども、今日はとにかく自ら評価をするという結論を、この間の審議で受けて、親委員会もそう決め、専門調査会で取り組むということなので、相手国に最初の接触として、どういうクエスチョンニアーを送るかということ、まず決めなければならない。

甲斐専門委員 そうなんですけれども、では、少なくとも回答をもらう期限というのはある程度決めておかないでいいのか。永遠と待つのか。

吉川座長 クエスチョンニアーができなければ、とにかく相手国に送るところから始めなければならないので、この質問表をこれでいいですかという格好で動く傍ら、送るときにはいつまでということはある程度相手国には要求しなければならないと思うんですけれども、質問するのか、しないのか、それを一番最初に聞かなければいけないのかもしれませんが、例えばこの国とこの国はわかっているから質問しないという考え方もないわけではないと思うんですけれども、ただ、リスコミでやったときには、なるべく公平性を持って一律にやってくれという意見が多くあったのと、OIE はあくまでステータスの評価をするということをやっただけで、ここの質問書を見ればわかるように、後半部分に関しては、ステータス評価とは別問題ですから、管理された国であっても最終製品にどれぐらいのリスクがあるかということは、OIE として責任を持って、そこまで評価したわけではないので、そういう意味では、輸出している限りは真摯に答えてくれると、私は信

じているんですけれども。

どうぞ。

小野寺専門委員 前に農水省の動物検疫所が各国に質問したときには、たしか6か月以内とか、そういう具体的な数字を言っていたと思うんです。ですから、そのぐらい言っておいてもいいんじゃないかと思います。

吉川座長 できれば、次回ぐらいには、最終的にこういう様式で質問を送ろうということを決めたいと思うんですけれども、そのときには、質問内容も含めて、どのぐらいで答えられるであろうかということを想定して、3か月なり6か月なりというタイムを考えたいと思います。

質問表に関しては、後半に比べるものがないので、あまり時間をとりませんでしたけれども、今日の意見を聞いて、もう一回整理をします。それで、まとまった段階で委員の方には試案を送らせていただきます。

それで、今日の議論を含めて、あのとき議論し忘れたとかがあれば、事務局の方に返してもらって、できれば、次回には質問項目をセットしたいと思いますけれども、そんなスケジュールでいいですか。

では、これについては、同時に質問の方が決まれば、いつまでに答えを返してもらおうとか、あるいは答えが返って。くる間に何をしなければいけないか。先ほど言ったように、別の諮問が来たらどうするかとか、あるいは既にOIEが評価しているステータスについてはどうするかとか、そういった問題について進めていきたいと思います。

最初に言われたように、ほかに幾つか報告事項があるので、これに関しての審議は、これぐらいでいいですか。

それでは、最初に5月20日から25日にかけて、第75回のOIEの総会が開催されました。新聞でもいろいろ伝わっているかと思うんですけれども、その概要について、日本政府の首席獣医官として出席された農林水産省消費安全局動物衛生課、川島国際衛生対策室長から説明をいただきます。

川島国際衛生対策室長 農林水産省の川島でございます。配付をさせていただいております、資料5をご覧ください。この中に、資料1「国際獣疫事務局(OIE)による加盟国のBSEステータス認定について」、資料2「各国BSEステータスに対する我が国のコメント」、資料3「BSEコードの改正について」という3つの資料がございます。

まず、資料1をお開きいただきたいと思います。BSEステータス認定につきましては、3月22日に、科学委員会報告の仮訳を公表させていただいておりますけれども、5月22日

に科学委員会から示されました評価案のとおり決定をされまして、最終日の 25 日に最終的に文章として採択をされてございます。各申請国のステータス評価案は資料にお示ししております通り、無視できるリスクの国が、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、シンガポール、ニュージーランド、管理されたりリスクの国が、アメリカ、カナダ、スイス、台湾、チリ、ブラジルとされており、このとおり決定しております。

資料 2 の方に、私どもの方が OIE に提出しましたコメントを参考に付けさせていただいておりますが、総会におきまして、私の方からこれに沿った発言をいたしております。

その内容は 1 点目に、米国につきまして、交差汚染に配慮した動物用飼料から SRM を除くよう検討すること、それから、カナダにつきまして、飼料規制の管理と査察の仕組みを検討することを助言いたしました科学委員会報告を支持するということ。2 点目として、米国は飼料規制を強化し、飼料規制の管理と査察の状況及びサーベイランスデータを OIE に報告すべきであること。3 点目として、透明性をより一層向上する観点から科学委員会が OIE の基準を満たすとした根拠やデータをより詳細に提示すべきであること。この 3 点を総会の場で発言をしております。

なお、OIE に提出しましたコメントでは、米国、カナダ以外に台湾、ブラジル、チリについても資料にお示ししているとおりコメントしております。以上が BSE ステータス認定関係のご報告でございます。

続きまして資料 3 に、BSE コードの改正についてお示ししてございます。

BSE コードの改正につきましては、2 月 8 日に食品安全委員会に御報告をさせていただいておりますが、この資料では改正点に絞って、左が改正前の 2006 年のコード、提案された改正案が真ん中、総会の結果、最終的にどういうふうになったかというのが右端という形で整理させていただいております。

大きく分けて 2 つの議論がございましたがまず、左のところの 2006 年コードというところの、1 番、2 番、3 番、無視できるリスクの国の生体牛、肉あるいは肉骨粉等の貿易条件についてご説明いたします。これらについては、真ん中にございますように、無視できるリスクの国であっても飼料規制の効果的実施日以降に出生したものとすべきであるというような条件強化が提案されておりました。

総会での議論の結果は、右端にございますように、例えば無視できるリスクの国の生体牛につきましては、自国産牛で発生がある場合に、コホート牛であることがわかるように、恒久識別制度によって識別されている、あるいは飼料規制の効果的実施日以降に出生したものであるというような条件が追加されることとなりました。無視できるリスクの国の肉

あるいは肉骨粉等についても同様な規制強化が採択されております。

もうひとつは、4番の、いわゆる食品等に利用いたします、骨由来のゼラチンやコラーゲンについての条件改正でございます。2006年のコードでは、管理されたリスクの国の場合30か月齢超の頭蓋骨、不明のリスクの国の場合12か月齢超の頭蓋骨及び脊柱、こういったものについては、原料から除外するという規定がございますが、ニュージーランドから提示されましたリスク評価結果などに基づきまして、この規定を削除するという提案がなされたわけでございます。これにつきまして、議論があったわけでございますけれども、まずEUの方から、EFSAのリスク評価報告書では、不明のリスクの国における骨由来ゼラチンのリスクは管理された国のものに比べて高いといった理由で、改正に反対する発言がございました。日本もEUを支持すると発言した上で、骨由来のゼラチンをいわゆる無条件物品、何らの条件も付けない物品に移行させるという案につきまして、ゼラチンについては、一定の製造条件をクリアーするかどうかによって、初めて安全である、安全でないという議論ができるわけですので反対であるというようなコメントをいたしました。その結果、下の四角で書かれておりますけれども、原料骨に関する条件の改正、つまり30か月齢というか12か月齢という月齢要件をどういうふうに扱うかという議論も、無条件物品への移行も1年継続検討ということになり、改正提案は採択されず、原案に戻っているという状況でございます。

以上でございます。

吉川座長 ありがとうございます。これから自ら評価を行うことに関しても関連する国別のリスクステータスのOIEの科学委員会の評価結果と総会での承認、それからコードの改正について、基本的にはBSEのリスク評価で無視できるリスク国というのは、BSEフリーの国ではないと、昨年そこはイコールではないのではないかと、日本は言ったと私は記憶しているんですけども、そういうことであるということが、今回の無視できる国であっても生体牛については一定の条件を課さなければいけないという評価になったんだろうと思います。

それから、ステータスの評価に関しては、科学委員会が米国については国内増幅が止まらないかもしれないという懸念を持った状況でも、分類とすれば、ステータスは管理された国になるという結論を得て、総会で承認されたということではないかと思っております。

ゼラチンに関しては、無条件物品扱いに準ずる格好で汚染したものであっても、途中の製造工程でのリスク提言で無視できるという科学的な評価に対して、必ずしも不明国由来のリスクに対しては、科学的な証拠が十分でないというようなEUの意見を受けて、もう一

年間、現状のままで検討することになったということですが、どなたか御意見はございますか。

新聞でよく、安全国とか準安全国ということが書かれているけれども、やはり正確に、そんな訳はどこにもないと思うんです。マスコミの方も来られているかもしれませんが、あくまで OIE の評価が無視できるリスク国あるいはゾーン、あるいは管理されたりリスク国あるいはゾーン、不明の国あるいはゾーンという訳がやはり一番正しいと思うので、伝えるときは、そう伝えていただきたいと思います。

特に質問はございませんか。いいですか。

どうもありがとうございました。これからの自ら評価にもかなり関連する部分が多いと思うので、情報の提供、その他、ひょっとしたら OIE のクエスチョンニアーとその回答について聞くようなことがあるかもしれませんが、情報の開示ができるなら、知らせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、3 番目の報告事項になりますけれども、21 か月、23 か月の試験成績について、毛利専門委員、どうぞ。

毛利専門委員 時間的に大丈夫ですか。私が懸念するのは、今、投稿中の内容ですし、ゆっくり御理解いただきたいことがあって、そうでないと誤解を与えるようなことになってはいけないので、初めに約束されたとおりの時間を使わせていただいてよろしいですか。

吉川座長 説明 10 分、質疑 10 分と書いてあるんですけども、ちょっと 12 時を延びてしまうかもしれませんが、委員の方々、いいですか。

それでは、最初の審議が長くなったので、時間を超えますけれども、最初の時間で構いませんので、説明をお願いします。

毛利専門委員 私たちのところ、動物衛生研究所のプリオン病研究センターでは、厚生省の班員として感染実験等々について分担させていただいております。

今日、お話しいたしますのは、平成 18 年度に私どもが報告いたしました内容について、一部を御報告させていただきたいと思います。

この内容については、幾つかの科学的な知見を加えまして、現在、投稿中でございます。したがって、これが最終的な結論であるというふうに誤解されては困りますので、その辺のところをよく御了承いただいて話を聞いていただければと思います。

私どもが幾つかの材料について感染性があるか、ないかということ調べておりますけれども、その中で、今日お話しするのは、8 例目、9 例目、それから陽性のコントロール

としての 6 例目という 3 つの例についてお話しさせていただきたいと思います。

これらのデータについては、既に発表されて、確定しておりますことは、8 例目が 23 か月例で、ELISA の結果、0.23 であったと。厚生労働省の牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議できちんと調べられて、ウエスタンブロットはポジティブであるということ。ただし、免疫組織化学はマイナス、海綿状変性もない。

それでウエスタンブロットの結果、非定型の BSE であろうと結論づけられております。

それから、9 例目というのは、21 か月の若齢で、ELISA の結果が 0.28、それからウエスタンブロット、免疫組織化学、それから海綿状変性については 8 例目と一緒にございます。

BSE の陽性対象として使いました BSE の 6 というのは同じように、と畜場で検査されたもので、83 か月齢で、起立不能という臨床症状を呈しております。ちなみに、前の 2 つは臨床症状はありません。

それで、ウエスタンブロットの結果、陽性で、組織学的に海綿状変性もあるということ、典型的な BSE ということで報告されております。

私たちは、これらについて、検査を開始したわけですけれども、この検査に関しては、非常に厳しい制限がございました。

それは、この材料は 8 例目、9 例目ともに非常に薄いものである。しかもいただいた材料の量についても非常に少ない。

したがって、本来、私どもが科学的に十分であるというような検査項目、例えば非定型 BSE であれば、典型的でないわけですから、いろいろなネズミを使って検査するというようなことが常識でありますけれども、たった 1 種類のネズミにしか打てない。それだけの量しかなかった。

それから、私どもは希釈した材料をいただいているわけですけれども、検査する前に、希釈とか輸送とか、そのほかの影響でへたっていないかどうかということウエスタンブロットでチェックするのが通常ですけれども、それもできるような状況ではなかったということで、かなり実験そのものに制限があったというふうに思っておりますし、そのような観点からお聞きいただきたいと思います。

(P P)

それで、結果でありますけれども、8 例目について、まず一番感受性が高いであろうというふうに考えたトランスジェニックマウスを用いまして、脳内接種をいたしました。ただし、このときには、通常 10% でやるんですけれども、先ほど申しました材料の関係で、5% に薄めて接種しました。

その結果、600 日から 860 日まで、それぞれネズミの状態等々を見ながら、ネズミの状態に合わせて安楽死させて、もうこれ以上もたないという状況になりますと、安楽死させて、その中の 600 日齢のものと、788 日齢のものについて、同じマウスに続けて接種した。それは、今まで結果として異常なプリオンタンパクが見つからない場合も、継代接種でもって、見つかってくる場合があるということを私どもも経験しておりますし、論文にも報告されておりますので、2 代目の接種を行いました。その結果、550 日経っても今のところ発病していないという状況でございます。

それから、9 例目も全く同じことでありまして、6 頭打ったもののうち、このように、長い間観察いたしまして、この場合は、505 日のものを次の継代接種に使っておりますけれども、できればもっと長期のものを使うべきだろうと、私自身は考えておりますけれども、いろいろな諸事情があったのかもしれませんが、505 日のものを使っております。それは、接種後 495 日経ちますけれども、まだ発病は見られないという状況であります。

ちなみに、PBS を接種したのものについては、勿論同じように発病は見られませんし、脳内にも異常なプリオンタンパクの沈着等々が認められておりません。

陽性コントロールの牛については、すべて発病いたしまして、潜伏期間の平均が 277 日であったということでございます。

(P P)

では、どのレベルで、感染性が評価できるのかということでございます。これはイギリスの BSE 牛で非常に感染力価の高いものでありますけれども、それを 10 分の 1 から順番に段階希釈いたしまして、10 のマイナス 6 乗まで希釈後、同じ系統のマウスに接種して、その潜伏期間をチェックしたものであります。

これは、例えばこれの ID50 は 10 の 5 乗ということになります。そうしますと、イギリスの牛については 10 万倍に希釈したところまで感染可能である。端的に申しますと、そういうことでございます。

(P P)

ちなみに、日本の陽性牛は 277 日でしたから、イギリスの牛に比べて、100 分の 1 の感染価しかないということでございます。

ちなみに、我々の調べた 8 頭目、9 頭目のものについては、ここにあります日数を経て、これからまた日数が経つかもかもしれませんけれども、一応、このレベルで感染性がなかったということでありまして。

このレベルといえますのは、5 % に薄めていますから、10 万分の 1 の半分ですから、イ

ギリスの BSE の感染価と比較して 5 万分の 1 以下のレベルであった。

それから、日本のものがここですから、日本の場合には、英国 BSE の 100 分の 1 ですから、日本の 6 例目と比べるとおよそ 500 分の 1 の感染価レベルで検出できなかったということでもあります。

先ほど申し上げましたように、非常な制限のなかで、いただいた材料については、ほぼこういう結論であろうと考えています。

ただし、そのほかの科学的なデータを幾つか加えまして、今、投稿中です。とても科学的な評価に耐えられないという回答が来るかもしれませんが、私たちの持っているサイエンティフィックなレベルを駆使して、いただいた材料について、今のところ、このレベルまで判明しているということでございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。日本の若齢と言われる、第 8 例と 9 例のマウスへの伝達試験の成績を紹介していただいたんですけども、これは審議事項ではないので、専門家から見て、もし何か御質問があれば、ちょっと伺っておきたいと思います。

ちょっと聞いてもいいですか、8 例目は量的な問題があって、1 対 20 の希釈から IC を脳内に打つしかなかった。9 例目も同じ、コントロールに使った 6 例目も 1 対 20、みんな同じ希釈で打ったんですか。

毛利専門委員 コントロールの分は量がありましたので 1 対 10。

吉川座長 わかりました。どうぞ。

小野寺専門委員 報告書の方を読んでいたんですけども、32 ページです。一応、左の下から 8 行目ぐらいですか。BSE24、佐世保の材料については、トランスジェニックマウス、牛への脳内接種を行い、現在、観察中であると書いてあるわけで、これは現在やっている最中だと思いますけれども、もしこれで病原体が取れば、また別の BSE かなという話にはなるかもしれませんが。

毛利専門委員 別な BSE というのはどういうものですか。

小野寺専門委員 わかりませんが、非定型かどうかと、BSE だということは言われていますから、まだ質問の最中なので、それで、これも外国にデータの投稿中であるというので、あるいはあまり日本の事情を知らない外国のレフリーが、こんな質問を言ってくるかなという気もするんですけども、牛と言われてはいますけれども、これで 8 例と 9 例ですか、牛は一応ある程度やる必要が有るというと思います。

毛利専門委員 牛の脳内接種ですか。

小野寺専門委員 はい。

毛利専門委員 とても材料がないんじゃないでしょうか。私たちのマウスでさえ十分に接種できる材料をいただけなかったのに、牛に接種するような材料は、どうでしょうか、多分ないと思います。それは、と畜場の現場でやられている中で、佐多先生のところも苦労しながら集めておられるわけで、実験感染のように理想的には行かないのが現実だと思っております。ただし、その中でできる限りのことをやるというのが、私たちのポリシーでございます。

吉川座長 31 ページのカラムなんですけれども、両方 23 か月になっているんです。

毛利専門委員 それは、申し訳ありません、ミスです。幾つかミスがあります。

吉川座長 ほかにございますか。いいですか。

今、説明があったように、もともと蓄積量がそんなに多くなく、かつ接種材料そのものも非常に限られていて、そういう意味ではかなり無理な条件でのマウスへの接種という格好で、2 代目のは、まだ最後の結論まで行っていませんけれども、1 代目については陰性、2 代目については臨床症状はまだないということですね。

いろいろ新聞紙上では伝達できないとか、流れていましたけれども、そういう条件を考えれば、伝達性がない、あると軽々に答えを出せる問題ではない、そういう接種のための蓄積量、接種量、その他を考えれば、検出限界に来ていたという可能性もあるわけで、もう少し回りのデータも全部詰めた上で、陽性に出れば伝達できたということになるけれども、この試験が陰性に出てきた場合に伝達性がないという結論ではないので、そういう性格の実験にならざるを得ないのでね。

毛利専門委員 そのとおりです。陽性に出れば、確実に感染性があるというふうに言えるんですけれども。ですから、これは陰性という考え方ではなくて、どのレベル以下であったと、最後に申しあげましたように、そういうふうに考えるべきだと思います。しかも、それは牛全体を代表しているかどうかというのは、それも特に非定型 BSE の場合に、採取されている材料の部位で感染性が異なることも考えられます、牛なんかは特に部位で随分感染性が違うということを我々は通常の BSE で経験していますし、非定型 BSE 牛オベックスが、最も感染性がある部位かどうかというのもわかりません。ですから、今後はそういうふうなこともきちんと検証していかないといけないと思います。

吉川座長 そういうことで、ほかに質問がなければ、どうぞ。

本間委員 この実験を遂行するに当たりまして、非常に長い時間動物を飼いつけるわけですね。実際には、接種するまでのサンプルの調製期間というものは、どのぐらい時間がかかるものなのでしょうか。

毛利専門委員 お答えいたします。サンプルの調製時間は、30分か1時間ぐらいで調製できます。私どもがいただいたのは、乳剤になったものですから、それを溶かしまして、ネズミの脳内に打つ場合、血栓等々を起こしますので、それを避けるために攪拌遠心して打つというような作業でございます。

吉川座長 いいですか。材料をそろえるだけではなくて、マウスから全部を調達してそろえていかなければならないので、接種材料の準備だけではない部分が、いろいろ時間的にはかかるのかもしれませんが。

ほかに御質問はありませんか。いいですか。

いずれにしても、最新の科学知見というのは、リスク評価には必要で、今後、更に新しいデータが出てきたら、あるいは発表された段階で、もう一回最終的な情報をいただければと思います。

毛利専門委員 勿論、ピュアレビューを受けまして、専門家からこれでいいという判定を受ければ、雑誌に掲載されますので見ていただければと思います。

ただ、レビューを受ける前に、データはまだかというようなことについては、そういったプレッシャーをサイエンスの現場にかけるというのは、できたら避けていただきたいと思います。

吉川座長 事務局、どうでしょうか、もう一個、ブタ骨粉を魚に与えることに関して、この前の委員会からの質問に対して、農水省の方がデータを送っていただいたということなんですけれども。

横田課長補佐 午後にほかの会議の方も控えておりまして、時間の関係で、今日はここまででお願いします。

吉川座長 農水省の方、申し訳ありません。資料は、各委員にいただいていますし、今日の配付資料の中にはありますので、できるだけ早く評価の方を済ませたいと思います。申し訳ありません。

大分時間を延ばしてしまいましたけれども、最初の議論の質問書についても、ある程度考え方がまとまったと思いますので、次回はできるだけ、御意見がありましたら事務局の方に送っていただいて、最終案についての議論を進めたいと思います。

事務局の方から何かございますか。

横田課長補佐 特にございません。

吉川座長 それでは、本日の議題は以上で、長時間にわたる審議をどうもありがとうございました。次回は日程調整の上、お知らせしますので、よろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。